

和歌山市衛生研究所
健康危機対処計画

令和6年（2024年）3月

和歌山市衛生研究所

目次

第1 はじめに	1
1 地方衛生研究所の機能強化	1
2 健康危機対処計画とは	2
(1) 健康危機対処計画の位置付け等	2
(2) 健康危機対処計画の見直し等について	2
第2 平時における準備	3
1 有事を想定した衛生研究所の所内体制づくり	3
(1) 有事における衛生研究所長の役割	3
(2) 有事体制への移行	3
2 関係機関との連携	4
(1) 和歌山県及び和歌山市、和歌山市保健所との連携及び地方衛生研究所間の連携	4
(2) 国立感染症研究所等の国立試験研究機関等との連携	4
3 人材の確保・育成	5
(1) 人材の確保	5
ア 平時からの衛生研究所職員の計画的な人員配置	5
イ 有事の際、衛生研究所職員の増員が困難な場合の対応	5
(2) 人材の育成	5
ア 平時からの衛生研究所職員の計画的な人材育成	5
イ 実践型訓練等の実施	5
ウ 国立試験研究機関等の研修への参加	6
4 検査実施体制の確保等	6
(1) 検査実施体制	6
(2) 検査マニュアル等の整備	6
(3) 検査機器等の整備	6
(4) 検査試薬等の備蓄	7
(5) 検体搬送の仕組み等の整備	7
5 情報の収集と提供	7
(1) サーベイランス	7
(2) リスクコミュニケーション	7
6 調査研究の推進	8
(1) 地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究	8
(2) 疫学研究	8
第3 発生段階に応じた取組、体制	9
1 発生段階における衛生研究所の役割	9

2 発生段階に対する評価と体制	9
(1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合	9
ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項	9
イ 関係機関との連携・協議に関する事項	10
ウ 感染症対応に関する事項	10
エ 業務継続に関する事項	10
(2) 流行初期（発生の公表から1か月間）	
ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項	11
イ 関係機関との連携・協議に関する事項	11
ウ 感染症対応に関する事項	11
エ 業務継続に関する事項	12
(3) 流行初期以降	12
ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項	12
イ 関係機関との連携・協議に関する事項	12
ウ 感染症対応に関する事項	12
エ 業務継続に関する事項	13
(4) 感染が収まった時期	13
ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項	13
イ 関係機関との連携・協議に関する事項	13
ウ 感染症対応に関する事項	13
エ 業務継続に関する事項	14
第4 感染防御策、業務継続計画の作成	14
1 感染防御策に関する事項	14
(1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底	14
ア 感染症の基礎情報、最新情報	14
イ 手指衛生、マスク着用、外出の自粛、所内の清掃や消毒等の感染予防策	14
ウ 職員の健康状態の確認	14
エ ワクチンの接種に関する情報	14
2 業務継続計画に関する事項	15
(1) 業務継続計画の周知・徹底	15
(2) 関係機関との連絡調整	15
第5 感染症危機発生後の対応	15
1 事後評価に関する事項	15

第 1 はじめに

1 地方衛生研究所の機能強化

地方衛生研究所については、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 4 条に基づく「地域保健に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）（以下、「地域保健法に基づく基本指針」という。）において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関と位置づけられている。また、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成 9 年 3 月 14 日付け厚生省発健政第 26 号厚生事務次官通知）において、設置要綱が示され、これまで、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政機関等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行ってきたところである。

令和 2 年から約 3 年間にかけて経験した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）により、地域保健法が改正された。これにより、保健所を設置する地方公共団体（以下、「保健所設置自治体」という。）は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの等の業務を行うため、地方衛生研究所の体制整備を含めた必要な体制の整備、他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講ずるものとされた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

地域保健法に基づく基本指針においても、地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査等についての基本的な考え方、これらの業務を実施するための体制整備のあり方、これらの業務の主たる役割を担う地方衛生研究所の機能強化のあり方などが示された（令和 5 年 4 月 1 日適用）。

また、これらを踏まえ、「地方衛生研究所等の整備における留意事項」（令和 5 年 3 月 29 日付け健発 0329 第 10 号厚生労働省健康局長通知）において、地方衛生研究所の体制整備・連携確保のあり方や運営に係る留意事項等が示された。

さらに、今般、「国立健康危機管理研究機構法」（令和 5 年法律第 46 号）及び「国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（令和 5 年法律第 47 号）により、地域保健法第 26 条に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義づけた上で、国立健康危機管理研究機構（以下、「機構」という。）と地方衛生研究所等との連携を強化し、全国の検査・サーベイランス体制の強化や地方衛生研究所等の職員の資質向上等を図るため、機構の業務として、国際的な知見や全国的な感染状況等の提供や、地方衛生研究所等の職員に対する検査技術の向上を図るための研修や技術支援等を行うこととするとともに、地方衛生研究所等に対し、機構が実施する検査結果や感染情報などの情報収集への協力義務や、機構が実施する研修等を職員に受講させる努力義務を課すこととされたところである。

これらに基づき、保健所設置自治体等においては、地方衛生研究所の機能強化が図られるよう必要な体制整備等が求められることとなった。

2 健康危機対処計画とは

(1) 健康危機対処計画の位置付け等

ア 地域保健法に基づく基本指針における記載について

地域保健法に基づく基本指針において、「地方衛生研究所は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること」とされた。

イ 健康危機対処計画と予防計画との関係性について

和歌山市業務継続計画及び感染症法に基づき策定される和歌山市感染症予防計画では、健康危機等有事の際に即時に対応できる体制を構築するための方策について定めている。これらの計画と整合性をはかり、今回の新型コロナウイルス感染症対応の実績等を踏まえた人員体制や施設・設備の整備等を整理し、感染症危機発生時に速やかな有事体制への移行（発生段階に応じた増員、受援体制等）や業務の絞り込み等を内容とする和歌山市衛生研究所健康危機対処計画を策定した。

(2) 健康危機対処計画の見直しについて

健康危機対処計画は、「第5 感染症危機発生後の対応」に記述のとおり、適時見直しを行うものとする。

第2 平時における準備

次の感染症危機に備え、和歌山市衛生研究所（以下、「衛生研究所」という。）は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所等機構との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立感染症研究所等機構への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析及び本庁や保健所等への情報提供などを通じサーベイランス機能を発揮することが求められる。

衛生研究所においては、これらの役割を果たせるよう、新型コロナウイルス感染症の対応により生じた課題や感染症法に基づく予防計画で定める数値目標等を踏まえながら体制整備や人材育成、関係機関の連携強化等に平時から計画的に取り組むこととする。

1 有事を想定した衛生研究所の所内体制づくり

次の感染症危機に備え、平時から衛生研究所の所内（以下、単に「所内」という。）で有事体制と併せ、指揮命令系統の構築を検討する。

基本的には、衛生研究所長が所内の危機管理責任者として、後述の役割を果たすとともに、事態が長期化する可能性も見据え、実情に応じて、所長とは別に危機管理責任者として衛生研究所副所長等の代理者を置き、所長に代わり対応することもあり得る。その場合は、所長と緊密に連携を図ることが重要である。

また、有事を想定した所内体制については、本庁や保健所等の関係機関とも共有しつつ、役割の確認を行うことが重要である。

(1) 有事における衛生研究所長の役割

衛生研究所長については、感染症対応における科学的かつ技術的に中核となる機関の長であり、所内において感染症危機管理の総括に努めるとともに対応方針を決定する役割を担う。

このため、有事体制の検討に当たっては、衛生研究所長の有事における役割についても平時から整理することが重要である。

【有事における衛生研究所長の役割の例】

- ・ 国立感染症研究所等機構や本庁、保健所等の関係機関との所長レベルで調整が必要な事項の対応
- ・ 所内全体の対応方針決定
- ・ 所内の人員確保の必要が生じた場合の本庁、保健所等への応援派遣要請
- ・ 科学的かつ技術的な情報の発信
- ・ 所長が不在の場合も想定した、所長代理者の任命

(2) 有事体制への移行

有事において、衛生研究所長には、感染症危機の判断基準に応じて、速やかに所内

の体制を有事体制へ切替え、指揮命令系統を確定することが求められる。

このため、有事発生の際には、和歌山市衛生研究所健康危機管理要領（以下、単に「要領」という。）に基づき、情報伝達や役割分担、対応方針などを決定するための所内委員会を開催するなど、有事体制へ移行するものとする。

【有事体制への移行の例】

- ・ 所内微生物部門（ウイルス、細菌）における検査人員の育成・確保
- ・ 所内微生物部門以外の検査人員の育成・確保
- ・ 市役所内他部署に対する検査人員の応援要請 等

2 関係機関との連携

感染症危機の発生時の円滑な連携を確保するために、平時から関係機関との連携を構築することが重要である。このため、衛生研究所は、関係機関との連携を構築するに当たり、感染症法に基づく連携協議会等を活用し、本庁や保健所、他の地方衛生研究所、国立感染症研究所等機構と意見交換や必要な調整等を通じて、連携を強化するものとする。また、感染症危機の発生時の役割分担についてあらかじめ認識を共有するものとする。

(1) 和歌山県及び和歌山市、和歌山市保健所との連携及び地方衛生研究所間の連携

感染症危機が発生した際、衛生研究所は、和歌山県及び和歌山市（以下、「本庁」という。）並びに和歌山市保健所（以下、「保健所」という。）と連携を図りながら、情報収集や原因究明等に当たるものとする。

また、感染症危機は広域で発生し得るものであり、それぞれの保健所設置自治体や地方衛生研究所のみでは対応が困難な場合もあることから、保健所設置自治体間や地方衛生研究所間における平時からの連携も重要である。

特に、和歌山県内の2つの衛生研究所（本市及び和歌山県）においては、日頃から情報収集、意見交換、共同研究などを通じて、連携を密にし、有事の際には、地域の感染状況の共有を図るとともに、必要に応じて国等への報告を行う。

【平時から有事に備え調整等が必要な事項の例】

- ・ 衛生研究所で実施可能な検査項目、検査実施件数の把握
- ・ 検体搬送の仕組みの整備
- ・ 検査試薬等の備蓄
- ・ 感染拡大期に病原体のゲノム解析（以下、「ゲノム解析」という。）を実施するために必要な検体確保
- ・ 和歌山県域内における情報共有や共同研究、人材育成 等

(2) 国立感染症研究所等の国立試験研究機関等との連携

衛生研究所は、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院等の国立試験研究機関等（以下、単に「国立試験研究機関等」という。）による科学的知見の収集、整理、分析や病原体の収集、検査方法や試薬の開発の業務について自

らが有する情報を積極的に提供するなどして協力するとともに、国立試験研究機関等が実施する検査担当者向けの研修を活用した人材育成の実施や外部精度管理を活用して自らの業務の質の向上に努めるなど、国立試験研究機関等との連携を強化し、全国的な検査体制やサーベイランス機能の強化に寄与するとともに、衛生研究所の業務の質の向上に努める。

【平時から有事に備え調整等が必要な事項の例】

- ・ サーベイランス（患者報告及び病原体サーベイランス等）の適切な実施とリスク評価
- ・ 国立試験研究機関等が実施する研修への参加計画や外部精度管理
- ・ 研修受講修了者の適切な配置計画 等
- ・ ゲノム解析実施時の連携体制 等（和歌山県との情報共有）

3 人材の確保・育成

(1) 人員の確保

ア 平時からの衛生研究所職員の計画的な人員配置

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標に基づき、有事の際に速やかに必要な検査体制に移行できるよう、本庁と連携して平時から人員配置を計画的に行うこととする。

なお、職員の配置については、検査を実施する技術職員のみならず、技術職員をサポートする事務職員、情報収集・解析を行う担当職員等を含め検討する。また、適切な人員の配置に当たっては、職員の人材育成も踏まえつつ、本庁に必要な人員や必要となる理由、背景についてあらかじめ情報提供を行い、調整に努める。

イ 有事の際、衛生研究所職員の増員が困難な場合の対応

有事において、衛生研究所職員だけでは対応できない場合、保健所も同様にひっ迫することが想定されるため、本庁からの応援派遣について保健所と調整し、検討しておく。

(2) 人材の育成

ア 平時からの衛生研究所職員の計画的な人材育成

計画的な人員配置に加え、計画的に衛生研究所職員の人材育成を行う。人材育成については、試験検査、調査研究等の核となる技術職員の育成の他、本庁や保健所等の関係機関との調整対応が可能な事務職等の職員も平時から育成する。

イ 実践型訓練等の実施

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、今後も同様のパンデミックが起り得ることを想定し、平時から円滑に有事体制に移行し検査が実施できるよう実践型訓練の定期的な実施に努める。

実践型訓練については、日頃からの突発的な感染症や食中毒事例等の対応も含め、

保健所等関係機関と連携しながら、検体の採取方法や搬送体制、各担当連絡窓口等の確認を適宜しておく。

ウ 国立試験研究機関等の研修への参加

国立試験研究機関等では、感染症の検査診断技術及び知識の習得等を目的とした様々な研修を実施している。衛生研究所はこれらの研修に職員を計画的に参加させるよう努める。なお、衛生研究所職員が、研修受講後に内容を所内で横展開できるよう、必要に応じて、伝達研修会の開催や所内における職員配置の工夫に努める。

4 検査実施体制の確保等

有事の際、速やかに必要な検査体制に移行できるよう、以下の項目について平時から整備し、確保するよう努める。

(1) 検査実施体制

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標を踏まえ、これに係る必要な人員を計算し、所内及び所外からの応援体制も含め必要な検査人員体制の確保に関する計画を立てる。

流行初期については、迅速に検査体制を立ち上げ、感染拡大期においては、ゲノム解析を実施することが求められる。また、感染拡大期にゲノム解析を実施するために必要な検体確保については、あらかじめ本庁や保健所等に必要検体数等を伝えるなど調整し、必要な検体数の確保に努める。

【予防計画で定める数値目標（検査件数）】

検査の実施能力（流行初期・流行初期以降：180件/日）

【予防計画で定める数値目標に必要な検査人員】

検体数	検体受付	抽出	PCR	
1-60	1人	2人	1人	微生物学班
61-120	1人	2人	3人	+所内応援
121-180	2人	2人	4人	+部局内応援

(2) 検査マニュアル等の整備

感染症の病原体について、衛生研究所の施設・設備で対応可能な分析の標準手法についてマニュアルを整備する。また、検査を実施した場合の報告についても、必要事項が遺漏・遅延なく報告されるようあらかじめ報告様式等についても検討し、定めるよう努める。

(3) 検査機器等の整備

平時から有事に備え、感染症法に基づく予防計画の数値目標と整合する形で検査機器を整備する。検査機器の整備に当たっては、周辺の機器も含めリストアップし、平時からのメンテナンスと老朽化した機器の更新等の対応を計画的に行う。

【予防計画で定める数値目標（検査機器数）】

検査機器の数（流行初期・流行初期以降：3台（リアルタイムPCR））

（４） 検査試薬等の備蓄

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標を踏まえ、平時から必要な物品（試薬、消毒薬等衛生用品、PPE、消耗品など）をリスト化し、保健所等関係機関と調整の上、備蓄を行うこととする。備蓄した物品の入手先について、国内、海外を含めルートを確認するよう努める。また、備蓄物品に期限があることから定期的なメンテナンス、調査研究や訓練等で運用するなどローリングストックを計画的に実施するよう努める。

（５） 検体搬送の仕組み等の整備

平時から有事の検体搬送の仕組み及び検体情報の管理について、保健所等関係機関と調整の上、整備しておくこととする。

検体搬送については、保健所等関係機関との調整を密にし、積極的に関与・協力するよう努める。

５ 情報の収集と提供

国内での感染症発生前には予防や流行に関する情報、国内での感染症発生後には発生情報・分析情報・安全性情報等に関する最新の情報を収集・整理し、保健所等関係機関との情報共有に努める。

このため、平時から国立感染症研究所や本庁、保健所等の関係機関と協力し、情報ネットワークの体制を確認しておく。

（１） サーベイランス

平時から感染症発生動向調査事業に基づいたサーベイランスに関与し、有事の際にも適切に情報提供できるよう調整する。

衛生研究所では、変異株の発生動向に関する疫学分析に資するため、ゲノム解析を実施し、保健所等関係機関に情報提供を行うこととする。

（２） リスクコミュニケーション

衛生研究所においては、地域住民等が感染症に関する正しい認識が持てるよう、平時から、感染症等に関する発生情報、安全性情報等を収集し、得られた情報を保健所に設置されている感染症情報センターに情報提供を行うこととする。

なお、情報発信に当たっては、インターネット等を用いたタイムリーな情報提供に努めるとともに、市民が理解しやすいようなリスクコミュニケーションに努める。

【情報発信の例】

- ・インターネット（和歌山市衛生研究所ホームページ、和歌山市ホームページ等）

6 調査研究の推進

調査研究は、感染症において、原因検査、予防法、効率的な検査手技の開発等につながることを期待されており、研究活動を通じた新たな知見の収集や、研究結果の公表によりエビデンスを蓄積・共有することが重要である。このため、平時から研究体制を整え、推進することが求められる。地方衛生研究所等のネットワークや国立感染症研究所等機構のネットワークを活用し、病原体の研究や疫学研究を行うことが重要である。

(1) 地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究

国立感染症研究所等や地域の大学、研究機関等のネットワークを活用し、感染症対策に関する調査研究に平時から取り組むこととする。

(2) 疫学研究

平時から収集されたデータを科学的に分析・吟味することが求められる。疫学情報は感染状況を正しく認識するうえで重要であり、政策に影響を与えることからタイムリーに結果を示すことや、結果を解釈し政策決定者へ助言することが求められる。

第3 発生段階に応じた取組、体制

感染症の対応に当たっては、発生段階に応じた適切な体制整備や対応が必要である。衛生研究所では、感染症法に基づく予防計画で定める数値目標に応じた取組を計画的に行うことが求められる。

1 発生段階における衛生研究所の役割

海外や国内で新たな感染症等が発生した場合については、情報の把握に努め、有事体制の切替えに備える。

感染症法に基づく予防計画の考え方を踏まえ、流行初期（感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後1ヶ月間）については、国立感染症研究所等機構との連携等により、迅速に検査体制を構築（発生の公表後1ヶ月以内に少なくとも新型コロナウイルス感染症対応で確保した最大検査能力、検査能力に見合った検査設備（PCR等）を整備（※1））するとともに、この間の検査と情報収集は、原則、衛生研究所で対応する。

流行初期以降については、流行初期で立ち上げた検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析及び本庁や保健所等への情報提供などを通じサーベイランス機能を強化する。

感染者数が減少し、落ち着いた時期においては、情報収集の継続により、感染の再拡大、変異株の出現、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。また、次の感染流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、試薬、消耗品の調達等の準備を行う。

※1）数値目標における検査の種類は、核酸検出検査（PCR検査等）（※2）とする。

実際の感染拡大時には、抗原検査の活用も想定されるが、新型コロナ対応の経験なども踏まえると、抗原検査の実用化には一定の時間が必要となると考えられることから、数値目標における検査の対象としては想定しない。

※2）新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、薬事承認された試薬を用いる方法のほか、国立感染症研究所が示す方法（それに準じたものとして国が示す方法を含む。）で実施することとする。

2 発生段階に対する評価と体制

発生段階に応じた衛生研究所の取組、体制として以下の事項について段階に応じた取組を整理し、状況に応じて迅速に対応することが求められる。

（1）海外や国内で新たな感染症等が発生した場合

情報の把握に努め、迅速に検査体制を構築するために必要な準備を進める。

ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項

保健所が設置する対策本部と連携するとともに、衛生研究所内においても要領に基づき委員会を設置し、有事体制への切替えに備える。なお、平時から保健所が設置する対策本部等に関する概要（目的・構成員等）や開催基準、衛生研究所の役割について確認し準備しておく。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

関係機関と以下の点を中心に確認や連絡等を行う。

- 検体搬送から検査結果判定、結果の報告まで、関係機関との連絡方法等の再確認の実施
- 要観察者、疑似症患者等が発生した場合に備え、国立感染症研究所等機構や保健所等の関係機関との連絡体制の確認 等

ウ 感染症対応に関する事項

(ア) 検査に関する事項

平時から準備した計画等を改めて確認し、有事への切替えに対応できるよう検査体制の準備を行う。

a 検査体制等

(a) 所内体制

物資担当（必要物品の管理・調達）や検査担当（検査の実施）、情報分析・提供担当（検査結果・疫学情報の分析・提供の実施）、検体搬送担当（本庁と調整の上、保健所等が検体搬送の実施（発生初期のみを想定）など予防計画で定める数値目標等を踏まえながら分担を考案し、検査体制を準備する。

(b) 検査試薬等

プライマー等の検査試料の情報に注視しつつ、試薬や試料、消耗品等について備蓄状況を確認し、必要な数量の確保を行う。併せてその状況を衛生研究所職員及び必要に応じ本庁や保健所等にも通知して共有する。

(c) 検査実施

医療機関から患者、要観察者及び疑似症患者等の届出・相談がくる場合に備え、手順等を再確認する。検体の搬送ルートを保健所と再確認する。

(d) 検査結果の報告

検査の報告のルートを確認する。

b 情報提供

(a) 関係機関への情報提供

情報の把握に努め、保健所等関係機関に最新情報（特にウイルス等の病原体の型別検出情報等）の提供をタイムリーに行う。

(b) サーベイランスに関する事項

病原体定点等からの平時の検査を継続し、検査結果を速やかに依頼のあった保健所等へ報告する。有事におけるサーベイランスの流れを確認する。

エ 業務継続に関する事項

業務継続計画を確認する。

(2) 流行初期（発生の公表から1ヶ月間）

国立感染症研究所等機構との連携等により、迅速に検査体制を構築するとともに、この間の検査と情報収集は、原則、衛生研究所で対応する。

ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項

保健所設置の対策本部会議へ参加、衛生研究所における要領に基づき、所内委員会を開催し、有事体制への切替えを行う。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

保健所設置の対策本部会議へ参加し、相互連絡を密にする。国立感染症研究所等機構との連絡、情報共有を行う。市内で患者、要観察者及び疑似症患者等が発生した場合には、保健所等関係機関との連絡を密に行い連携に努める。

ウ 感染症対応に関する事項

(ア) 検査に関する事項

感染症法に基づく予防計画で定める数値目標を達成できるよう、検査体制を構築し、検査を実施する。

a 検査体制等

迅速に検査体制を構築することとともに、国立感染症研究所等機構との連携等により検査を実施する。

なお、国立感染症研究所等機構のマニュアルにない機器を設置している場合は、地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用し、試薬の最適化の情報を入手し、調整を行った上で検査を実施する。

(a) 所内体制

物資担当、検査担当、情報分析・提供担当、検体搬送担当等のあらかじめ決めた検査体制で対応する。

(b) 検査試薬等

国立感染症研究所で作成されるプライマー、プローブ、陽性コントロール等を受入れる。

検査試薬、PPE 等検査に必要な物品、試料について、必要数及び在庫数を管理し、不足がないよう適切に対応する。

(c) 検査実施

平時の検査は継続する。

検査結果を速やかに依頼のあった保健所等へ報告する。

(d) 検査結果の報告

検査結果の連絡体制の確認と確実な実行が求められ、結果判明後、情報提供担当（担当班）が速やかに依頼された保健所等へ連絡する。

(イ) 情報提供

a 関係機関への情報提供

情報の把握に努め、保健所等関係機関に最新情報（特にウイルス等の病原体の型別検出情報等）の提供をタイムリーに行う。

b サーベイランスに関する事項

平時の検査は継続する。

検査結果を速やかに依頼のあった保健所等へ報告する。

エ 業務継続に関する事項

業務継続計画に沿った取組を開始する。

(3) 流行初期以降

流行初期で立ち上げた検査体制を維持しつつ、市内の変異株の状況の分析及び保健所等への情報提供等を通じサーベイランス機能を強化する。

ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項

保健所設置の対策本部会議への参加、衛生研究所における要領に基づく所内委員会の継続開催。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

保健所設置の対策本部会議への参加などにより連絡を密にする。

ウ 感染症対応に関する事項

(ア) 検査に関する事項

発症者のみならず感染者の濃厚接触者調査のための検査需要が増加し、行政検査だけでは検査需要を満たすことができなくなることが予測されるため、流行初期から民間検査機関等への委託について、保健所等と調整の上、一定規模の検査を衛生研究所で継続する。

a 検査体制等

(a) 所内体制

物資担当、検査担当、情報分析・提供担当の体制を継続する。ゲノム解析体制を継続する。

(b) 検査試薬等

試薬、消耗品等が枯渇しないよう物資担当を中心に、必要数及び在庫数を管理し、調達先と連絡を密にする。

(c) 検査実施

集団発生の状況を把握するために集団発生事例の体制も保健所と協議し、必要な場合に検査を実施する。

変異株スクリーニング等のゲノム解析も PCR 検査に対応しながら、可能な限り実施する。

(イ) 情報提供

a 関係機関への情報提供

情報の把握に努め、保健所等関係機関に最新の情報の提供をタイムリーに行う。実施するサーベイランス、検査体制の変更等があった場合には、速やかに関係者へ連絡する。

b サーベイランスに関する事項

病原体定点等からの平時の検査は継続する。

サーベイランスシステムを用いて、検査結果を速やかに依頼のあった本庁や保健所へ報告する。

変異株スクリーニングによるゲノムサーベイランス体制を強化する。

エ 業務継続に関する事項

縮小及び中止・休止する業務等について関係者及び関係機関等へ周知する。

定例的な打合せ会議・研修は必要最低限に留める。

本庁や保健所担当者と電話・メール等で、相互に業務の確認をする。

業務の負荷が増えることから、デジタル化も含めた効率的な情報交換を検討する。

(4) 感染が収まった時期

情報収集の継続により、感染の再拡大、変異株の出現、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。次の感染流行に備えるため、これまでの対策の評価を行うとともに、必要な計画の見直し等を行い、準備を進める。

ア 本部（保健所や衛生研究所）機能に関する事項

保健所等開催の会議等に必要に応じ参加、衛生研究所の要領に基づく所内委員会についても、必要に応じ開催する。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

保健所等開催の会議等を活用して連絡を密にし、関係機関との情報共有を行う。

ウ 感染症対応に関する事項

a 検査に関する事項

(a) 検査体制等

① 所内体制

感染状況を見ながら、流行初期以降の体制を解除し、平時の検査体制に戻す。

② 検査試薬等

使用した試薬や消耗品の数量、備蓄量を計算し、消費分の補充を行う。

③検査実施

国の施策、通知、指示に伴い、国の方針の下に決定された検査方法や対象者への検査を継続する。

必要があれば、変異株スクリーニング検査等のゲノムサーベイランスを継続する。今までの検査結果や変異株の流行状況等について整理する。

④検査結果の報告

適宜、精度管理を実施する。

b 情報提供

(a) 関係機関への情報提供

実施しているサーベイランス及び検査体制の変更等を関係者へ連絡する。

(b) サーベイランスに関する事項

病原体定点等からの平時の検査は継続する。

エ 業務継続に関する事項

平時における業務を再開するとともに、人員体制を平時に戻す。

第4 感染防御策、業務継続計画の作成

1 感染防御策に関する事項

衛生研究所職員が感染症に罹患する事態を想定し、発生した際の体制の構築を検討する必要がある。

(1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底

職員が感染しないよう十分な予防をすることが重要であり、衛生研究所において以下の具体的な準備、対応を行うことが求められる。

ア 感染症の基礎情報、最新情報

感染症等に関する発生情報、安全性情報等について、職員間での情報共有を図る。

イ 手指衛生、マスク着用、外出の自粛、所内の清掃や消毒等の感染予防策

感染対策レベルを上げることや、基本的な感染対策である手指衛生やマスク着用励行、所内の清掃、アルコール消毒、咳エチケットの勧め等の感染予防対策について、職員に周知することにより、予防の普及啓発に努める。

ウ 職員の健康状態の確認

各担当の職員及び家族等、個人個人に自身の健康状況の把握が求められる。

また、状況によって公共交通機関を利用する職員の通勤手段の変更や時差通勤、勤務時間の変更等も検討する。

エ ワクチンの接種に関する情報

ワクチン接種の選択は、個人の意思が尊重されることを理解した上で、ワクチン接

種が感染予防の大きな手段であることから、職員へ情報提供を行う。また、ワクチン接種の時間確保やワクチン接種による副反応による休暇等、接種者に対する配慮を心掛ける。

2 業務継続計画に関する事項

衛生研究所においては、新型コロナウイルス感染症が流行した際に、本庁（人事課）で作成している新型コロナウイルス感染症事業継続計画に基づき、以下のとおり、事業区分を整理し、各区分の事業内容や必要人数等の整理をしておく。

- ・ 感染症の発生に対応するため新たに発生する事業（応急事業）
- ・ 市民生活・市政運営の維持に最低限必要な事業であり、通常どおりの運営が必要なものの（継続事業）
- ・ 規模・頻度を一時的に減らすことが可能な事業（縮小・延期事業）
- ・ 休止により市民生活や市政運営に大きな影響を及ぼさない事業（休止事業）

(1) 業務継続計画の周知・徹底

既に作成している、新型コロナウイルス感染症対策事業継続計画について所内で十分に周知し、有事の際に徹底する。また関係機関等にも周知する。

(2) 関係機関との連絡調整

各担当が行っている業務、特に「縮小・延期事業」及び「休止事業」に分類された業務について連絡窓口を1本化して関係機関との連絡調整を行い、周知する。

第5 感染症危機発生後の対応

1 事後評価に関する事項

感染症危機対応後については、一連の対応を振り返り、課題の抽出、改善が必要な事項等を整理し、健康危機対処計画の見直しを行う。また、危機が発生していない場合でも、日頃からの突発的な感染症や食中毒事例等の対応により、必要に応じて見直しを行う。

以上